

こども文教委員会 令和元年6月17・18日
教育委員会事務局 資料1番
所管 指導課

大田区立中学校に係る文化部活動の方針について

1 策定の背景

現在、教員の働き方について社会の注目が集まっており、部活動の在り方についても国や都において検討が重ねられた。文化庁からは「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、東京都教育委員会からは「文化部活動の在り方に関する方針」が出された。これらを参考にしながら、大田区教育委員会として「大田区立中学校に係る文化部活動の方針」を策定した。

2 大田区立中学校に係る文化部活動の方針

(1) 趣旨等

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

(2) 対象

大田区立中学校の文化部活動

(3) 具体的な内容（抜粋）

① 適切な休養日等の設定

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える）
- 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

② 活動時間

- 1日の活動時間は、学期中の平日では2時間程度、週休日及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

3 今後の予定

- 各中学校による文化部活動に係る活動方針の策定及びホームページ等による公表